

岩手県企業局管理規程第10号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県企業局長 森 達也

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く。</p> <p>上席技術専門員、<u>技術専門員</u>、主任主事、主任技師、主事、技師</p> <p>(事業所の主要職員の職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 次長は、<u>所長の職務を補佐する。</u></p> <p>3～9 [略]</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く。</p> <p>上席技術専門員、<u>主任主査技術専門員</u>、<u>主査技術専門員</u>、<u>主任技術専門員</u>、主任主事、主任技師、主事、技師</p> <p>(事業所の主要職員の職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 次長は、所長を補佐し、<u>上司の命を受け、事業所の事務を整理し、及び事業所の事務で特に命ぜられた事務を処理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p> <p>3～9 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。